

長 福 第 91 号
令和3年4月27日

各高齢者福祉施設等管理者 殿

茨城県保健福祉部福祉担当部長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症対応の徹底について

平素より、本県の高齢者福祉行政の推進に、格段の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、全国的にも新型コロナウイルス感染症が拡大している中、県内におきましても急速に感染が拡大しており、4月26日、強い危機感を持ち、知事臨時記者会見において、感染拡大市町村をこれまでの6市町に土浦市をはじめとする9市町を加えた15市町とし、不要不急の外出自粛などをお願いをさせていただきました。

つきましては、大型連休を控え、下記にご留意いただきますようお願いいたします。

記

1 施設職員の皆様へ

- ・大型連休期間中は、不要不急の外出自粛、特に、他都道府県（東京をはじめとする緊急事態宣言都府県やまん延防止等重点措置地域）への往来については、極力控えていただきますようお願いいたします。
- ・基本に立ち返り、正しいコロナ感染症対策をお願いします。【別添1】

2 施設運営にあたって

- ・県作成の「新型コロナウイルス感染対策マニュアル（高齢者・障害者福祉施設）令和3年4月15日改正」を踏まえ、今一度、持ち込まない対策、拡げない対策の徹底をお願いします。
<https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/shofuku/jiritsu/documents/manyuaru030415.pdf>
- ・県内の感染状況等を踏まえ、県内各市町村内の入所系福祉施設の従事者を対象に検査を実施しておりますが、施設内での集団感染を防止するため、引き続き検査へのご協力をお願いします。
- ・新型コロナウイルス感染症から回復した患者の施設内への受入れの促進について、今般4月8日の厚生労働省通知改正により、変異株患者についても、従来株患者と同様の退院基準で運用する等見直されたところであるため、退院基準を満たした患者について、施設への円滑な受入をお願いします。

(参考1) 通常株患者及び変異株患者の退院基準

<https://www.mhlw.go.jp/content/000639691.pdf>

<https://www.mhlw.go.jp/content/000767466.pdf>

(参考2) 【別添2】 本県における新型コロナウイルス陽性検体の感染性分析状況

- ・施設内で集団感染した場合、軽症・無症状を判断された場合、やむを得ず施設内で療養していただくことが想定されますので、県作成の「高齢者福祉施設における療養の手引き」を今一度ご確認ください。

<https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/chofuku/jigyo/sinngatakorona.html>

<問い合わせ先>

<問い合わせ先>

茨城県保健福祉部長寿福祉推進課

介護基盤整備担当課長補佐 進藤 博

介護保険指導・監査担当課長補佐 大竹 直人

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

(基盤整備) TEL : 029-301-3321 FAX : 029-301-3348

E-mail: chofuku3@pref.ibaraki.lg.jp

(指導・監査) TEL : 029-301-3343 FAX : 029-301-3348

E-mail: chofuku6@pref.ibaraki.lg.jp